

埼玉県産業労働部観光課 会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

会計年度任用職員について

募集する会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2により規定されるものです。

会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)が適用となります。

1 職務内容

- (1)総務事務に関すること
 - ・代表メールに関すること
 - ・課内の照会回答に関すること
 - ・観光まつり等のメッセージ対応に関すること
 - ・イベントや祭り等の後援事務に関すること
- (2)県物産の販売促進に関すること
- (3)伝統工芸を活用した観光振興に関すること
- (4)教育旅行受入推進事業補助金に関すること
- (5)温泉文化知事の会に関すること

2 応募資格

- (1)年齢・性別・学歴は問いません。
- (2)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1)コミュニケーション能力に優れた方
- (2)前向きで協調性のある方
- (3)パソコンの設定作業や操作に抵抗感のない方
- (4)Word、Excel、PowerPoint 等を使用したデータ入力・集計・資料作成が可能な方

- (5)これまで経験したことのない事務についても、意欲的に最後まで責任感をもって取り組むことができる方

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

(1)任用期間

令和8年7月1日から令和8年10月31日まで

(2)勤務日数・勤務時間

原則週5日・週29時間

(週4日午前9時～午後4時(6時間)、週1日午前9時～午後3時(5時間))

※休憩時間:正午～午後1時(60分)

※勤務日の割り振りについては応相談。

(勤務日及び勤務時間(例))
・月～木:午前9時～午後4時(6時間)
・金: 午前9時～午後3時(5時間)

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日です。

(4)休暇

年次休暇10日、その他は県の規定によります。

(5)報酬

月額:165,700円～196,500円

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6)諸手当

期末手当:報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

※原則、任期が6月以上で、基準日(6月1日、12月1日)に在職している場合、支給対象となります。

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

(9)勤務地

埼玉県産業労働部観光課内

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※副業・兼業(営利企業従事等)については、採用が決定した後、個別にご相談ください。

6 応募について

(1)応募は、令和8年6月12日(金曜日)【**必着**】までに下記担当宛てに、次の応募書類に必要事項を記入の上、提出してください。

ア 本募集要項に添付している履歴書(様式第1号・写真添付)

イ 身上書(様式第2号)

ウ ハローワーク紹介状(ハローワークから紹介を受けた方のみ)

(2)提出は、郵送又は持参となります。

(3)封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面等に御自分の住所、氏名を明記してください。

(4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。

(5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。

第一次審査の合格者には、令和8年6月16日までに連絡をします。

(2)第二次審査

第二次審査(面接)は、県庁内の会場で令和8年6月18日又は19日に実施することを予定しております。日時及び場所については、令和8年6月16日までに連絡します。

なお、応募書類は返却しません。

(3)最終合格

令和8年6月24日までに、第二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁第2庁舎1階)

担当:産業労働部観光課 総務・物産・民泊担当

電話:048-830-3950